

令和2年度第13号議案

令和2年度第3回

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会資料

件名：「新型コロナウイルス感染症に関する保健衛生・生活衛生システムの変更について」

主管課：健康部保健予防課

〈添付資料〉

- (1) 諮問書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p. 1
- (2) 諮問依頼書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p. 2～p. 13

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会
会 長 平 田 善 信 殿

江戸川区長 齊 藤 猛

江戸川区個人情報保護条例の規定による諮問について（諮問）

江戸川区個人情報保護条例第 14 条第 2 項の規定に基づき、下記の事項について意見を求めます。

記

- 1 諮問事項
新型コロナウイルス感染症に関する保健衛生・生活衛生システムの変更について
- 2 諮問理由
保健衛生・生活衛生システムを構成するサブシステムの項目に新型コロナウイルス感染症患者及び濃厚接触者の情報を管理する機能等を追加することが、江戸川区個人情報保護条例第 14 条第 2 項に規定する保有個人情報の処理の変更に関連するため
- 3 諮問関係資料
別紙諮問依頼書（写）のとおり
- 4 担当部課
健康部保健予防課



20 健保送第 316 号
令和 2 年 8 月 5 日

総 務 部 長 殿

健 康 部 長

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会への諮問について(依頼)

江戸川区個人情報保護条例第 14 条第 2 項の規定に基づき、下記の事項について江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会に諮問願います。

記

1 諮問事項

新型コロナウイルス感染症に関する保健衛生・生活衛生システムの変更について

2 諮問理由

保健衛生・生活衛生システム（以下「保健所システム」という。）（※）を構成するサブシステムの項目に新型コロナウイルス感染症患者（以下「患者」という。）及び濃厚接触者（以下「接触者」という。）（以下これらを「感染者等」という。）の情報を管理する機能等を追加することが、江戸川区個人情報保護条例第 14 条第 2 項に規定する保有個人情報の処理の変更に該当するため

※ 平成 20 年 3 月諮問答申済み

3 実施目的

江戸川区（以下「区」という。）においては、令和 2 年 1 月 30 日に情報共有会議を開催し、以降、区内における感染者等の発生状況に応じ、厚生労働省、東京都、空港検疫所、他自治体と連絡調整を行っている。

区では、エクセルファイルにおいて、感染者等の情報管理を行っていたが、感染者等の激増に伴い、エクセルファイルでの情報管理が煩雑となり、事務処理体制がひっ迫している。

保健所システムに感染者等の情報を管理する機能等を追加することにより、今後の感染者等の増加に対しても迅速かつ正確な対応を行うことを可能とし、新型コロナウイルス感染症まん延を早期に食い止め、区民福祉の向上に資することを目的とする。

4 実施時期（予定）

令和 2 年 8 月 審査会の答申を受け、追加システム導入

5 担当部課

健康部保健予防課（以下「保健予防課」という。）

6 システム及び業務の内容

項 目	内 容
業務の内容	<p>以下のとおり、感染者等の情報管理等を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 江戸川区医師会発出の発生届 (FAX) の收受及び添付書類の確認 2 発生届に基づく疫学調査票の作成 3 国への報告 (HER-SYS に入力) 4 東京都への疫学調査票による報告 5 接触者の居住地自治体への調査依頼、回答、情報提供 6 感染者等への聞き取り調査 7 感染者等の健康観察（電話連絡） 8 在宅で急変した患者への入院勧告 9 受入れ病院の調整及び患者の搬送 10 公費負担の申請及び決定通知の作成 11 集計・統計 <p>※ 業務の概要は別紙 1 を参照</p>
システムの機能	<p>追加する主な機能</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 患者管理 2 接触者管理 3 感染検査管理 4 監査資料管理 (感染者等に対する対応の管理) 5 集計・統計
システムの構成	<ol style="list-style-type: none"> 1 ハードウェア <ol style="list-style-type: none"> (1) サーバ等 業務システムに必要なサーバ等については、全庁 LAN で用意するハードウェアを利用する。 (2) 端末機器 全庁 LAN 端末を利用する。 (3) プリンタ 全庁 LAN プリンタを利用する。 2 ソフトウェア 開発事業者が提供するパッケージソフトウェアを利用する。 3 ネットワーク 全庁 LAN のネットワークを利用する。
システム変更の方法	<p>現在、保健所システムの運用を委託している事業者（以下「委託業者」という。）（※）に既存のパッケージソフトウェアの追加機能開発を依頼し、システム変更を行う。</p>

項 目	内 容
	<p>※ 委託業者 日本コンピューター株式会社 (埼玉県さいたま市大宮区大門町三丁目 42 番 5 号) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定するプライバシーマークの使用許諾及び公益財団法人日本適合認定協会等の運用する ISMS 認証を取得済み</p>
システムの運用方法	<p>1 管理体制 江戸川区保健衛生・生活衛生システム運用規程第 4 条により以下のとおり管理する。</p> <p>(1) 保健所システム統括管理者 (以下「統括管理者」という。) 健康部健康推進課長</p> <p>(2) 保健所システム運用管理者 健康部健康推進課推進係長</p> <p>(3) 保健所システム業務管理者 (以下「業務管理者」という。) 健康部保健予防課長 (以下「保健予防課長」という。)</p> <p>(4) 保健所システム業務運用管理者 保健予防課に所属する職員のうち、業務管理者が指名する職員</p> <p>2 システム利用者 統括管理者が保健所システムの利用を必要と認め、ユーザ ID を付与又は貸与する職員</p> <p>3 システム保守及び障害対応 変更後の保守及び障害対応についても開発事業者に依頼する。 なお、全庁 LAN 端末の動作障害については、経営企画部情報政策課へ作業を依頼することにより対応する。</p>

7 個人情報の保護対策

項 目	内 容
対象者	<p>感染者等</p> <p>※ 令和 2 年 8 月 5 日時点の区内患者累計 425 名</p>
情報の内容	別紙 2 のとおり
管理責任体制	<p>保護管理責任者 保健予防課長</p> <p>保護管理事務取扱者 健康部保健予防課感染症対策係長</p>
実施機関の対策	<p>1 物理的セキュリティ対策</p> <p>(1) 本システムで扱う全てのデータは、データセンター (iDC) に設置したサーバにて管理する。</p> <p>(2) 本システムで利用する端末機器は、盗難等を防ぐため、セキュリティワイヤーにより所定のデスクに固定する。セキュリティワイヤーの鍵は、保護管理責任者の指定する職員が管理する。</p> <p>2 人的セキュリティ対策 システム利用者に対し、江戸川区情報セキュリティポリシー第 3</p>

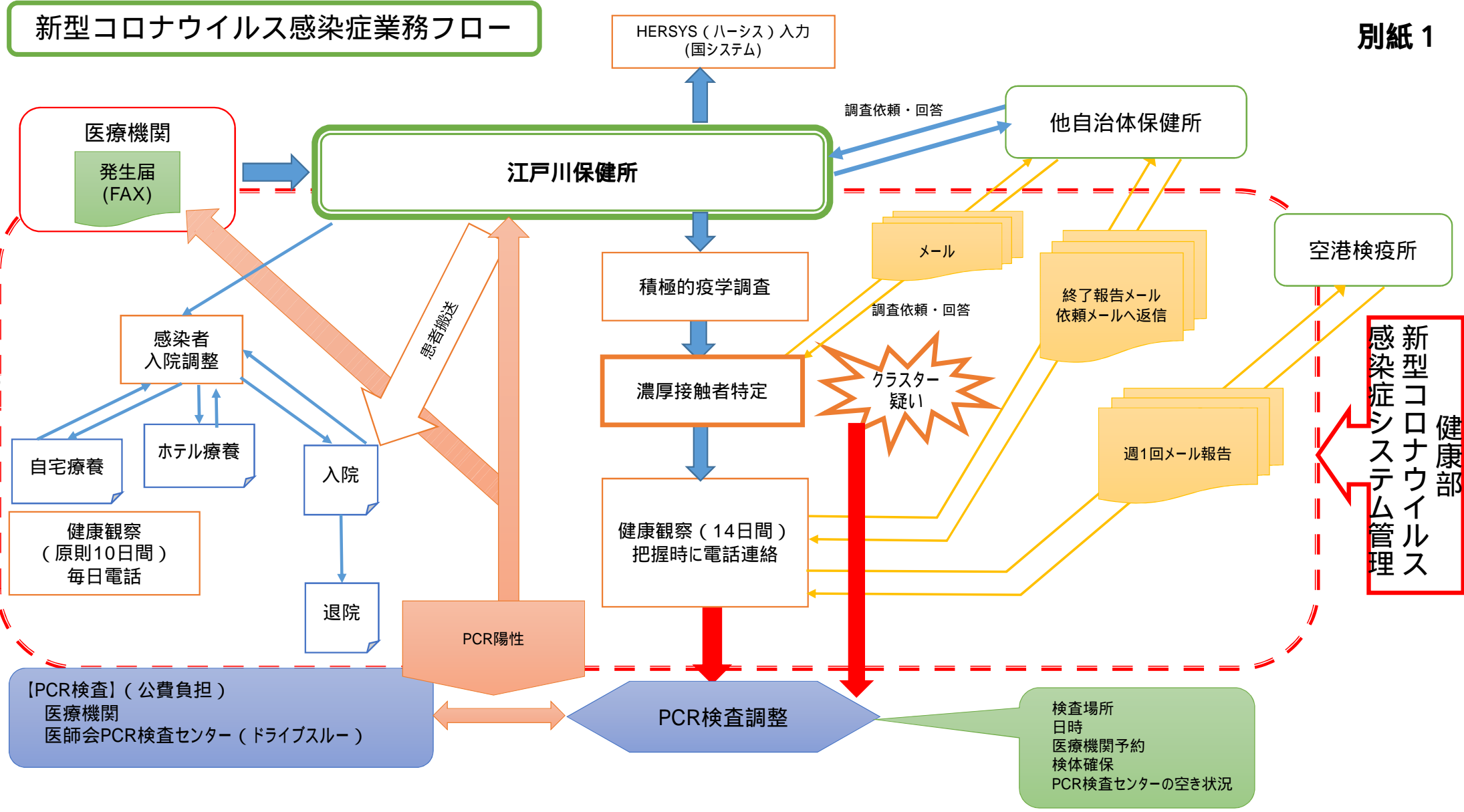
項 目	内 容
	<p>章「江戸川区情報管理安全対策基準 8. 人的セキュリティ」に規定する利用者の責務を徹底する。</p> <p>3 運用上のセキュリティ対策</p> <p>(1) 全庁 LAN 端末の認証機能を利用し、全庁 LAN 統括管理者が利用者ごとに付与又は貸与する IC カード及びパスワードにより利用者認証を行う。</p> <p>(2) 紙媒体は、施錠管理されたキャビネットに保管し、キャビネットの鍵は、保護管理責任者の指定する職員が管理する。</p> <p>(3) 操作状況については、ログを取得し、定期的に監視、分析を行う。</p> <p>(4) 全庁 LAN 端末のウイルス対策ソフトウェアにより、ウイルス対策を行う。</p>

8 江戸川区情報セキュリティポリシーへの対応

別紙3 「江戸川区保健衛生・生活衛生システム運用規程（案）」のとおり

新型コロナウイルス感染症業務フロー

別紙 1



HERSYS (ハース) 入力
(国システム)

江戸川保健所

他自治体保健所

空港検疫所

健康部
新型コロナウイルス
感染症システム管理

医療機関
発生届
(FAX)

感染者
入院調整

自宅療養

ホテル療養

入院

健康観察
(原則10日間)
毎日電話

退院

[PCR検査] (公費負担)
医療機関
医師会PCR検査センター (ドライブスルー)

PCR陽性

積極的疫学調査

濃厚接触者特定

健康観察 (14日間)
把握時に電話連絡

PCR検査調整

調査依頼・回答

調査依頼・回答

クラスター
疑い

メール

終了報告メール
依頼メールへ返信

週1回メール報告

検査場所
日時
医療機関予約
検体確保
PCR検査センターの空き状況

保健衛生・生活衛生システム（新型コロナウイルス感染症）で扱う個人情報

No.	処理区分	個人情報項目
1	患者管理	宛名番号、外国人登録番号、氏名、氏名（カナ）、外国人通称名、外国人通称名（カナ）、生年月日、性別、住所、方書、郵便番号、健康サポートセンターコード、世帯番号、世帯主氏名、世帯主氏名（カナ）、連絡先電話番号、メールアドレス、勤務先名称、勤務先連絡先、居住地の保健所名、診断を受けた医療機関、発生届に関する情報、療養に関する情報、感染源特定に関する情報、疫学調査に関する情報
2	接触者管理	宛名番号、外国人登録番号、氏名、氏名（カナ）、外国人通称名、外国人通称名（カナ）、生年月日、性別、住所、方書、郵便番号、健康サポートセンターコード、世帯番号、世帯主氏名、世帯主氏名（カナ）、連絡先電話番号、メールアドレス、勤務先名称、勤務先連絡先、居住地の保健所名、診断を受けた医療機関、発生届に関する情報、療養に関する情報、感染源特定に関する情報、疫学調査に関する情報
3	感染検査管理	検査方法・診断結果に関する情報
4	監査資料管理	宛名番号、外国人登録番号、対象年度、検査実施日、診断結果

江戸川区保健衛生・生活衛生システム運用規程(案)

(目的)

第1条 この規程は、江戸川区情報管理安全対策要綱(平成14年4月1日区長決裁14経情エ1-12第1号。以下「対策要綱」という。)及び江戸川区情報管理安全対策基準(平成14年4月1日区長決裁14経情エ1-12第1号。以下「対策基準」という。)に基づき、電子計算組織共有基盤(以下「全庁LAN」という。)を利用して稼動する江戸川区保健衛生・生活衛生システムの管理運用について必要な事項を定め、以って情報セキュリティの維持と保健所業務の効率的な執行を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において用いる用語の意義は、江戸川区個人情報保護条例(平成6年3月江戸川区条例第1号。以下「個人情報保護条例」という。)、江戸川区個人番号の利用に関する条例(平成27年10月30日条例第30号。以下「個人番号利用条例」という。)、電子計算組織の管理運営に関する規則(平成13年3月江戸川区規則第38号。以下「電算規則」という。)、対策要綱、対策基準及び全庁情報システムネットワーク運用規程(平成14年4月1日施行。以下「全庁LAN運用規程」という。)において定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 保健所システム 区が実施する保健衛生及び生活衛生業務の効率化や情報の共有化を目的に処理を行う江戸川区保健衛生・生活衛生システムをいう。
- (2) サブシステム 保健所システムの機能の一部を構成する情報システムをいう。

(機能と構成)

第3条 保健所システムの提供するサブシステムの名称及び機能は、別表1に定めるとおりとし、機能の詳細は別に定める。

- 2 保健所システムは、アプリケーションサーバ、データベースサーバ等のハードウェア機器及び保健所システムアプリケーションプログラム、ミドルウェア等のソフトウェアで構成し、全庁LANのネットワーク、全庁LAN端末(以下「LAN端末」という。)、全庁LANプリンタ(以下「LANプリンタ」という。)等を利用して運用する。
- 3 データは、原則としてデータベースサーバのみに保存するものとし、LAN端末、アプリケーションサーバ及びファイルサーバには、一時処理するものを除き保存しないものとする。ただし、業務の性質上、LAN端末又はファイルサーバ上に保存しての作業が必要なものについては、当該データにパスワードを設定して保存し、保健所システム個人情報管理簿にデータの保存状況と作業内容を記載することにより管理し、作業完了後は速やかにデータを消去するものとする。
- 4 データベースサーバへのアクセスは、各LAN端末からの処理要求を実施するアプリケーションサーバからのみ可能とし、保健所業務取扱担当以外の一般のLAN端末からの直接のアクセスが不能となるよう経路制御を行い、不正アクセス等を防止する。
- 5 保健所システム内へのコンピュータウイルスの侵入に備え、保健所システムのハードウェア機器にウイルス対策用のソフトウェアを導入するものとする。
- 6 前項に規定するウイルス対策用のソフトウェアのパターンファイルの更新は、原則として毎日定時に行うものとする。ただし、緊急時には直ちに行う。
- 7 保健所システムのハードウェア機器にインストールされたオペレーションシステムその他のミドルウェアの脆弱性が発見され、当該ソフトウェアの開発元から対策用ソフトウェアが配付された場合は、適用による保健所システムの不具合の発生がないことを確認した上で、速やかに当該ソフトウェアを適用するものとする。

(管理体制)

第4条 保健所システムに係る情報セキュリティを維持し、その適正な管理及び効率的な運用を図るため、保健所システム統括管理者(以下「統括管理者」という。)を置き、健康部健康推進課長を以って充てる。

- 2 統括管理者を補佐するため、保健所システム運用管理者(以下「運用管理者」という。)を置き、健康部健康推進課(以下「健康推進課」という。)に所属する職員のうちから統括管理者が指名した者を以って充てる。
- 3 保健所システムの適正な運用を図るため、保健所システム業務管理者(以下「業務管理者」という。)を置き、サブシステム利用業務の主管課長を以って充てる。
- 4 各業務管理者の所管事項は次のとおりとする。

- (1) 健康推進課長 江戸川区の組織に関する規則(昭和40年3月江戸川区規則第8号。以下「組織規

則」という。)第12条の3に規定する健康推進課分掌事務及び江戸川区保健所処務規程(昭和50年4月江戸川区訓令甲第3号。以下「保健所処務規程」という。)に関する業務のサブシステム利用並びに保健所システムの管理に関するサブシステム利用並びにそれに伴う利用者登録及び研修の実施、規程の策定その他必要な業務。

- (2) 地域保健課長 組織規則第12条の3に規定する地域保健課分掌事務及び保健所処務規程に関する業務のサブシステム利用並びにそれに伴う利用者登録及び研修の実施、規程の策定その他必要な業務。
- (3) 健康サービス課長 組織規則第12条の3健康サービス課分掌事務及び保健所処務規程及び江戸川区健康サポートセンター処務規程(平成15年3月江戸川区訓令甲第6号)に関する業務のサブシステム利用並びにそれに伴う利用者登録及び研修の実施、規程の策定その他必要な業務。
- (4) 保健予防課長 組織規則第12条の3に規定する保健予防課分掌事務及び保健所処務規程に関する業務のサブシステム利用並びにそれに伴う利用者登録及び研修の実施、規程の策定その他必要な業務。
- (5) 生活衛生課長 組織規則第12条の3に規定する生活衛生課分掌事務及び保健所処務規程に関する業務のサブシステム利用並びにそれに伴う利用者登録及び研修の実施、規程の策定その他必要な業務。

5 e-SHIP 担当者の外、各課における保健所システムの利用に関する調整を行うため、保健所システムリーダー及びそれを補佐する保健所システムサブリーダー(以下「保健所システムリーダー等」という。)並びに各課における、保健所システムの利用者登録を処理する課ユーザ管理者及びサブシステムごとの業務を調整する業務運用管理者を置き、各課に所属する職員のうち業務管理者が指名した者を以って充てる。

(情報の管理)

第5条 保健所システムにおける情報資産のうち、対策基準の5に定める秘密情報に分類される情報(以下「秘密情報」という。)の種別並びに重要性及び管理の方針は、次のとおりとし、その重要性に応じて適切な管理を行うものとする。

情報の種別	重要性及び管理の方針
(1) 個人情報	<p>特に保護の必要性が高い情報</p> <p>個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報及び個人情報番号利用条例第2条第2号に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>業務管理者は、個人情報保護条例第11条に規定する個人情報保護管理責任者として、厳正な管理を行うよう所属職員を指導する。</p>
(2) 事業者情報	<p>特に保護の必要性が高い情報</p> <p>個人情報保護条例第2条第10号に規定する事業者に係る情報をいう。</p> <p>業務管理者は、個人情報保護条例第11条に規定する個人情報保護管理責任者として、厳正な管理を行うよう所属職員を指導する。</p>
<p>(3) 保健所システムの運用管理に要する情報のうち次に掲げるもの</p> <p>ア 利用者の管理に関する情報</p> <p>イ 利用の記録</p> <p>ウ 運用管理に関するドキュメント</p>	<p>保護の必要性が高い情報</p> <p>統括管理者、業務管理者、各課ユーザ管理者及び運用管理者のみがアクセス権限を有するものとし、保健所システムの運用管理に必要な場合を除き、画面表示、帳票出力及び外部媒体への複写は行わないものとする。ただし、経営企画部情報政策課長及び全庁LANを管理する担当職員は、必要に応じて参照できるものとする。</p> <p>利用の記録については、バックアップテープに記録し、第8条に定める管理区域内に保管するとともに、災害に備え、安全な場所に保管する。</p> <p>運用設計書、運用手順書等の運用管理に関するドキュメントで紙媒体のものは、施錠管理ができる場所に保管し、鍵は運用管理者が保管する。</p>

(利用者資格)

第6条 保健所システムの利用者は、情報政策課によりユーザ ID を貸与された江戸川区職員（再任用職員、会計年度任用職員を含む。）のうち、統括管理者及び業務管理者（以下、「統括管理者等」という。）が、その事務事業の執行上、保健所システムの利用が必要であると認めた者とする。ただし、業務の執行上、統括管理者等が必要と認め、情報政策課によりユーザ ID を貸与された第1号及び第2号に該当する委託職員等に利用者資格を付与することが出来る。

(1) 江戸川区健康部委託契約職員及び派遣労働者（以下、「委託職員等」といい、医師、保健師、栄養士、歯科衛生士、理学・作業療法士、看護師、助産師、心理相談員、心理判定員、心理指導員、発達相談員、グループワーカー、ソーシャルワーカー、臨床心理士及び臨床検査技師の医療専門職として雇用されるもの）。

(2) 保健所システムの運用管理の外部委託に伴い、これを受託した事業者が派遣する従事者（以下「派遣従事者」という。）。

2 業務管理者は、前項の規定により、江戸川区職員、委託職員等及び派遣従事者に利用者資格を付与した場合は、付与した状況を、保健衛生・生活衛生システム(保健所システム)システム利用者追加・廃止報告書(第1号様式)(以下「第1号様式」という。)により、統括管理者に報告しなければならない。

3 第1項第1号に規定する委託職員等が、契約締結後、利用者資格を付与される場合は、当該契約を締結した課の業務管理者に対し、秘密保持誓約書（第2号様式）を提出しなければならない。

4 委託職員等及び派遣従事者が、契約を更新する場合は、既存のユーザ ID 及び利用者資格を継続して利用することが出来る。この場合、第2項に規定する報告を行うものとする。

5 第1項ただし書きの規定に基づき利用者資格を付与する場合及び前項の規定に基づき既存のユーザ ID 及び利用者資格を継続して利用する場合は、業務管理者は、委託先事業者との委託契約書又は覚書等の文書により、利用者による本規程の遵守及び ID、パスワードの適切な管理、違反時の措置等の情報セキュリティ対策を定めなければならない。

6 業務管理者等は、利用者において対策要綱、対策基準及びこの規程への違反等があった場合は、当該利用者の利用権限を取り消すことができる。

(利用者の区分及び権限)

第7条 統括管理者等は、情報セキュリティを維持するため、前条に規定する健康システムの利用者の区分、所属、役職又は業務上の必要性に基づき、利用者に付与する利用権限とその期間を制限するものとする。

2 利用者の区分及び統括管理者から付与される権限は、次のとおりとする。

(1) システム管理者 運用管理者及び派遣従事者を以って充てる。保健所システムの運用に関わる全ての権限を付与される。

(2) 運用担当者 各課に所属する職員のうち、業務管理者等が指定した者を以って充てる。サブシステムにおける保健所業務の運用に必要な権限が付与される。

(3) 一般職員 前2号に規定する職員以外の職員のうち次号に規定する職員を除いた者とする。第2条第2号に規定するサブシステムにおける運用担当者のみが利用する機能を除いた機能を利用するのに必要な権限が付与される。

(4) 会計年度任用職員・委託職員等 第6条第1項に規定する江戸川区職員のうち会計年度任用職員及び再任用職員並びに委託職員等とする。前号に規定する権限のうち、承認又は決定を行う権限を除いたものが付与される。ただし、当該職員の担当する事務の内容により必要がある場合で、業務管理者等が認めるときは、一般職員と同じ権限を付与することができる。

3 前項の規定にかかわらず、統括管理者は、業務上の必要性に応じて、特定の所属の職員に対して、特別の権限を付与することができる。

(機器、装置の設置場所)

第8条 保健所システムを構成する機器等は、クライアント機器等（端末及びプリンタ並びにスキャナ等をいう。）を除き、経営企画部情報政策課（以下「情報政策課」という。）が管理するインターネットデータセンター（以下「iDC」という。）内の管理区域に設置し、情報政策課長は、全装置の記録を作成し、適正な管理を行わなければならない。

2 前項に規定する保健所システムを構成する機器等は、施錠管理できるサーバラック内に設置し、その

鍵は情報政策課長から運用管理を受託する iDC 運用管理者が保管する。

(職員等の役割と責任)

第9条 保健所システムにおける情報セキュリティに関する利用者の権限、役割及び責任は、次に定めるとおりとする。

(1) 統括管理者

- ア 保健所システムの効率的かつ円滑な運用を図ること。
- イ 保健所システムの障害時において、第15条に規定する障害時の対応手順に従い、システムの復旧を図ること。ただし、ハードウェア並びにそれに付随するオペレーションシステム及びミドルウェア等については、情報政策課が復旧を行う。
- ウ 保健所システム全体のセキュリティ管理を行うとともに、保健所システムで扱う情報資産について、必要かつ十分な保護対策を講じること。
- エ 不正アクセスや情報の漏洩等に備えて、保健所システムへのアクセス等の記録を常に記録し、定期的にアクセス記録の監視、分析を行い、保健所システムの適正な運用管理を行うこと。
- オ 保健所システムの利用者管理、ユーザ登録及び利用端末の登録を行うこと。
- カ 保健所システム利用者を対象に、保健所システムの操作、利用上のルール等に関する研修を実施し、保健所システム利用における情報セキュリティ対策の内容を理解させ、実践するよう啓発すること。
- キ 情報セキュリティ対策について外部委託事業者に遵守させ、責任体制を明確化すること。
- ク 保健所システムに係る設計書等のドキュメントを管理すること。

(2) 運用管理者

統括管理者を補佐し、保健所システムの効率的かつ円滑な運用と情報セキュリティ対策に係る事務を遂行し、適宜、統括管理者にその運用管理状況を報告すること。

(3) 業務管理者（情報セキュリティ管理者）

- ア 所管する職員等に保健所システムの情報セキュリティ対策を遵守させ、業務上扱う個人情報などの秘密情報の保護を図るとともに、情報資産の亡失及び漏えいを防止すること。
- イ 保健所システムを活用し、所管の事務事業の円滑かつ効率的な執行を図ること。

(4) 保健所システムリーダー等

業務管理者を補佐し、保健所システムの効率的かつ円滑な運用と情報セキュリティ対策に係る事務を遂行するとともに、課内の利用の調整を行うこと。

(5) 業務運用管理者

業務管理者を補佐し、サブシステムの効率的かつ円滑な運用と情報セキュリティ対策に係る事務を遂行するとともに、サブシステムの利用に関する調整を行うこと。

(6) 利用者

対策要綱、対策基準及びこの規程を遵守し、保健所システムを適正に利用すること。

(アクセスの制御)

第10条 利用者が保健所システムへアクセスするときは、LAN端末において、全庁LAN利用者に対し配布されるICカードを利用しPIN（パスワード）を入力することにより全庁LANのシングルサインオン機能にて利用者の認証を行うこととする。

2 利用者の利用できる機能は、サブシステムごとに運用管理者が定め、各サブシステムを主管する各課ユーザ管理者が各課の利用者の操作者権限を付与するものとする。

3 新規に保健所システムの利用が必要となった職員等のある場合、その業務の主管課長等が全庁LANユーザID及びICカードの新規発行を情報政策課指定の様式により申請の上、各課ユーザ管理者が利用者の追加・廃止の登録処理を実施の上、業務管理者は、登録状況を第1号様式により、統括管理者に報告するものとする。

(利用時の制限)

第11条 利用者は、業務目的以外の目的で保健所システムを利用してはならない。

2 第5条の表に規定する秘密情報を出力した帳票については、原則として施錠可能なキャビネットに保管するものとする。

3 第5条の表に規定する秘密情報は、原則として外部媒体に複写してはならない。ただし、業務上の必要により外部委託事業者等に対し引き渡す場合は、この限りでない。

- 4 前項ただし書の規定により、秘密情報を出力し、複写するときは、当該秘密情報は、業務上必要な場合を除き、原則として EUC 端末を利用し、EUC 端末利用管理簿により利用状況を記載し、管理しなければならない。
- 5 前項に規定する EUC 端末以外の端末を利用し抽出したデータを、職員等が保健所システム外でデータの加工又はデータを蓄積した処理を継続的に実施する場合は、当該業務の業務管理者は、速やかに「保健衛生・生活衛生システム(保健所システム)EUC 出力による個人情報取り扱い業務連絡票(第 3 号様式)」により統括管理者に届出をしなければならない。この届出により保健所システム外での処理が必要と認められた業務の名称は、別表 2 に定めるとおりとする。
- 6 前項の規定により届け出た業務以外で、臨時的な作業を実施する場合、業務管理者は、作業開始までに「保健所システム作業申告・環境設定依頼書(第 4 号様式)」により統括管理者に対し、当該作業内容及び担当者を申告し、必要な作業を依頼しなければならない。
- 7 前 3 項の秘密情報を含む帳票及び外部記憶媒体を保管する場合は、紛失及び盗難を防止するための措置を講じることとし、廃棄する場合は、裁断又は粉碎等情報の漏えいのないよう措置しなければならない。
- 8 第 5 条の表に規定する秘密情報は、電子メール又は第 15 条の 2 で定める WEL-SUPPORT で送付してはならない。
- 9 全庁 LAN を基盤とする各情報システム以外で作成された電磁的記録を保健所システムに登録するときは、必ずウイルスチェックを行わなければならない。

(システムの運用及び記録)

第 12 条 統括管理者は、保健所システムの適正な運用を図るため、次に定める事項について記録するものとする。

- (1) 保健所システムのアプリケーションサーバの操作についての記録。
 - (2) 保健所システムへのアクセスについての記録。
 - (3) データベースサーバのデータの作成、更新及び複写等の記録。
 - (4) 帳票及びデータの出力の記録。
- 2 前項の記録の保存期間については、改ざん及び紛失のないよう施錠管理し、各サブシステムの根拠法等に基づく保存年限(ただし、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)第 23 条第 1 項に規定する記録にあっては 7 年)を原則とし、必要に応じて当該サブシステムの業務管理者が別に定める。
 - 3 統括管理者は、セキュリティ事故又はシステム障害に対応し、迅速な保健所システムの復旧を図るため、必要な情報資産についてバックアップデータを作成するものとする。
 - 4 前項に規定するバックアップデータを記録した媒体は、iDC 内の管理区域に保管するものとする。
 - 5 バックアップデータの保管を外部委託する場合は、その媒体を授受した記録を残しておかななければならない。

(他システムとの連携)

第 13 条 保健所システムの情報資産を利用する情報システム又は保健所システムと連動する情報システムを開発又は導入する場合、当該情報システムの情報セキュリティ管理者は、あらかじめ統括管理者に協議の申入れをしなければならない。

(委託先の規制)

第 14 条 統括管理者は、保健所システムの運用管理等の業務を外部委託するときは、個人情報保護条例第 29 条に基づき、江戸川区個人情報保護条例施行規則(平成 6 年 9 月江戸川区規則第 54 号)第 14 条、江戸川区特定個人情報の安全管理に関する基本方針及び特定個人情報の取扱いに関する管理規程に規定する項目を委託契約書に明記するとともに、その遵守を徹底させなければならない。

- 2 前項の規定により、外部委託を行う場合において、統括管理者は、委託先から派遣される従事者(以下「派遣従事者」という。)の監督を厳格に行わなければならない。
- 3 派遣従事者は、対策要綱、対策基準及びこの規程を遵守し、適正に業務を行わなければならない。

(セキュリティインシデントに対する対応)

第 15 条 利用者は、保健所システムに係る不正アクセス、情報の漏えい及びコンピュータウイルス等のセキュリティ事故又は重大なシステム障害等(以下「セキュリティインシデント」という。)を発見したときは、速やかに業務管理者に報告しなければならない。

- 2 業務管理者は、前項の報告を受けたときは、当該セキュリティインシデントの状況を確認し、統括管理者に速やかに報告しなければならない。
- 3 統括管理者は、セキュリティインシデントが保健所システムの稼働不能となる重大なものであったときは、必要に応じ全庁LANを運用管理する情報政策課長と協議のうえ、全庁LANとの接続を切断し、又は保健所システムを停止し、速やかに対策を講じなければならない。
- 4 統括管理者は、前項の措置を講じた重大なセキュリティインシデントについて、その事故内容、事故原因、確認した被害状況、影響範囲等を情報セキュリティ統括者(経営企画部長)に報告するとともに、保健所システム及びデータの復旧並びに再発防止のための必要な措置を講じなければならない。
- 5 第3項に規定する重大なセキュリティインシデントによる保健所システムの停止等に対応するための代替措置については、統括管理者が別途定める。

(軽微な障害等の対応)

第15条の2 統括管理者等が、前条に規定するセキュリティインシデントではなく、保健所システムの運用管理の外部委託に伴いこれを受託した事業者が対応できる範囲の日常的な障害等であると判断した案件については、当該事業者が保健所システムとは別に用意する障害等案件管理システム(以下「WEL-SUPPORT」という。)により状況の連絡及び対応の管理を行う。

- 2 WEL-SUPPORTを利用する権限については、第6条で定める保健所システムの利用権限とは別に、統括管理者が業務管理者にID・パスワードを付与する。
- 3 WEL-SUPPORTの利用に当たって、業務管理者は指定する職員に当該ID・パスワードを付与し、案件の管理を行わせることができる。
- 4 WEL-SUPPORTを利用して必要な資料データを提供する場合は、データを暗号化するものとする。

(委任)

第16条 この規程に定めるもののほか、保健所システムの運用、管理及び情報セキュリティの確保に必要な事項は、統括管理者が別に定める。

別表1(第3条関係)(今回追加分のみ抜粋)

サブシステムの名称	機能
新型コロナウイルス感染症	患者管理、接触者管理、感染検査管理、監査資料管理、集計・統計、その他

別表2(第11条関係)

(省略)

付 則

(省略)